

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

おかやま水環境再生計画 第2期

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山市

3 地域再生計画の区域

岡山市の全域

4 地域再生計画の目標

岡山市は、平成17年3月22日に旧御津町、旧瀬崎町と合併し、平成19年1月22日に旧建部町、旧瀬戸町と合併した。また、平成21年4月1日からは全国18番目の政令指定都市として面積789.91km²、平成21年3月末現在の住民基本台帳人口687,136人となり中国地方有数の大都市となった。本市は中国地方最大の平野である岡山平野の中央に位置しており、北部吉備高原や丘陵地域とそれにつらなる南部の平野に大別される。北部丘陵地域は、緑と清流豊かな自然に恵まれており、昭和60年に完成した岡山空港や近年整備された高速道路などを拠点として地域整備が進められており、南部の平野部は、児島湾・児島湖沿岸部の旧干拓地域をはじめとした田園地帯が広がっている。

市内には旭川や吉井川の大河川をはじめ笹ヶ瀬川や足守川などの中小河川が流れしており、なかでも市街地周辺部及び農山村地域の河川流域に生息する淡水魚は、環境省のレッドリスト（平成19年）で絶滅危惧IA類にランクされるスイゲンゼニタナゴをはじめとしてアユモドキやシロヒレタビラといったレッドリストに掲載されている種が14種生息しており、またホタルは市内の172地点（ゲンジボタル142地点、ヘイケボタル88地点、共生58地点 平成19年度調査）において生息が確認されている。これら淡水魚およびホタルの生息する河川は、市民生活における遊びや学びの貴重な場として生活に潤いを与えていている。

しかしながら、平野部を中心に都市化が進行し、中心市街地においては河川等への未処理生活排水等により水質汚濁が進み、これに加え生活様式の多様化・高度化等により市街地周辺部、農山村地域の河川の水質も悪化した。さらに、これらの河川が流入する閉鎖性水域である児島湖、児島湾において、水質の汚濁が進み浮遊ごみが増加するなど大きな社会問題となっていた。こうしたなか本市では岡山市環境保全条例の基本理念である「本市に暮らし活動するすべての人が参加し、都市全体が環境保全を基調とした文化を有すること」を実現するために市民意識啓発に向けた「環境パートナーシップ事業」、「環境学習事業」等を推進し、一方で公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽により水環境の保全に努めてきた。その結果、近年、中心市街地の汚水処理施設整備実施済み地域の一部でホタルの生息が確認され、児島湖において水質がゆるやかに改善してきた。

しかし、汚水処理人口普及率は73.9%（汚水処理人口 約508,000人、平成20年度末現在）に

とどまっており、全国平均 84.8%（平成 20 年度末現在）、人口 50 万人以上 100 万人未満の都市では 89.5%（平成 20 年度末現在）と比べて大幅に立ち後れている。そのため汚水処理施設の早急な整備は、生活環境の向上に加え、河川・児島湖・児島湾の環境保全のため岡山市全体の重要な課題となっている。

このため、交付金を活用して都市部周辺や農山村地域の社会基盤施設である汚水処理施設整備をより一層促進することで、河川の自浄作用が機能するまでに汚濁負荷量の削減を図り、河川の清流を再生し、水質の安全性や快適性の回復を図ることを目指す。これにより閉鎖性水域である児島湖や児島湾における富栄養化の改善にもつながることとなる。

さらに、環境保全に対する市民意識啓発事業である「環境パートナーシップ事業」、「環境学習事業」を組み合わせることで水環境の保全と再生を進めることにより、市内全域の住環境の再生を図り、やすらぎとうるおいのあるまちづくりを推進していく。

【目標 1】 汚水処理施設整備交付金事業により汚水処理施設人口普及率を 73.9%→+1.7% (+12,000 人) とする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理施設の整備は、都市計画・市街地の連担性などを勘案して、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業を実施している。この中で公共下水道は、建部処理区の他 11 処理区において下水道法に基づく事業認可を受け実施している。農業集落排水においては、御津新庄地区において整備を進める。

本計画では、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道認可区域において、公共下水道事業を展開し、生活排水の適切な処理を推進するとともに、その他市内全域について、浄化槽整備事業（個人設置型）を促進し、農山村地域等の河川の水質向上を図る。

さらに、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を支援する「環境パートナーシップ事業」や環境学習の機会としての「環境学習事業」を引き続き行い、市民の自主的・主体的活動を促進し、快適な水辺環境づくりを行う。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・建部処理区 平成 18 年 12 月に事業認可

【事業主体】

いずれも岡山市

【施設の種類】

公共下水道、合併浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- ・ 公共下水道
 - 建部処理区
- ・ 合併浄化槽（個人設置型）
 - 岡山市全域（公共下水道認可区域外および整備予定 7 年以上の区域、農業集落排水事業認定区域外）

【事業期間】

公共下水道 : 平成 22 年度～平成 26 年度
 合併浄化槽（個人設置型） : 平成 22 年度～平成 26 年度

【整備量】

公共下水道	:	φ 150～φ 200 L = 7,310m
		交付金対象事業 φ 150～φ 200 L = 5,760m
		単独事業 φ 150～φ 200 L = 1,550m
合併浄化槽（個人設置型）	:	5,000 基
上記施設の計画処理人口	:	公共下水道 300 人 合併浄化槽 11,700 人

【事業費】

公共下水道 :	事業費 618,000 千円（うち、交付金 309,000 千円）
	単独事業費 382,000 千円
合併浄化槽 :	事業費 1,858,757 千円（うち、交付金 619,585 千円） (個人設置型)
合 計 :	事業費 2,476,757 千円（うち、交付金 928,585 千円）
	単独事業費 382,000 千円

5-3 その他の事業

① 公共下水道事業

建部処理区の他 11 処理区において、下水道法に基づく事業認可を受けており市街地を中心下水道の整備を進めている。

② 農業集落排水事業

御津新庄地区において、整備を進める。

③ 岡山市環境パートナーシップ事業

環境問題は、その原因の多くが私たちのこれまでの社会経済活動やライフスタイルのあり方に根ざしている。その解決にむけて本市では、平成 13 年度より岡山市環境保全条例に基づき、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等の活動の支援を行っている。現在までに「河川等の清掃、草刈り」、「湖畔の清掃、美化」、「ホタルの保護、生息環境の保全及び周辺清掃」をはじめさまざまな環境づくり活動を実践する 859 団体 37,432 人（平成 21 年 3 月末現在）の登録がある。

本事業は、今後も市民参加による環境保全およびその啓発を目的として、市民や団体等の交流会などを行いつつ推進を図っていく。

④ 環境学習事業

市事業により実施されている体験型学習イベントである。水辺環境を含む本市の身近な環境から地球環境に至るまでの「環境」のことを楽しく学べる「水辺教室」を実施している。

市内の河川にすむ生き物などを観察してもらうことにより生物と水質の関わりや、身近な水辺についての関心を高めてもらい水質保全及び自然保護に対する市民意識の高揚をはかる。

本事業は、今後も身近な水辺環境や人とのふれあい、自然環境の保全に対する啓発を目的として地域との連携を図りつつしていく。

⑤ 岡山市環境学習センター「めだかの学校」

岡山市の環境学習の拠点施設として、「メダカを通じて生命の尊さ、自然の大切さを学び、青少年の健全な育成に資す」という基本理念のもと、一般見学や定例の環境教室のほか、「めだか環境まつり」「親子環境学習サマースクール」「親子環境学習フォーラム」と、学校・家庭そして地域との協働で環境教育に取り組んでいる。

本施設は、親と子の絆、人と人とのおもいやり、人と自然との共生を重視し、楽しく学べる学舎（拠点）として環境教育を推進していく。

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す数値目標に照らし、汚水処理人口普及率の実績値を岡山市において調査し、その数値をもって評価しホームページ等で公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし